

# 保稅業務検査の概要について

令和4年4月

名古屋税関監視部保稅検査第1部門

# 本日の説明内容

1. 保稅業務検査について
2. 社内管理規定 (CP)
3. 非違の概要について
4. 情報提供のお願い

# 1. 保稅業務検査について

法令に定められた  
義務規定・許可条件

貨物管理・税関手続  
保稅地域の遂行能力

検証

関稅法第105条  
関稅法第34条の2

確認

保稅行政の秩序維持  
保稅地域の健全な運営

厳正な貨物管理の実現

国際物流の安全確保と円滑化の両立への寄与

## 事前確認事項

- ・ 過去の検査状況・提出済の書類の確認(各種許可・承認・届出等)
- ・ 同様の貨物を扱う蔵置場等との比較(見本の一時持出し・貨物取扱)
- ・ 提出済のCP等の確認

## 現場での確認事項

- ・ 貨物管理責任者・担当者等からの聞き取り調査
- ・ 保税台帳の記載事項等の確認
- ・ 長期在庫貨物等の在庫確認
- ・ 貨物管理状況の確認(区分蔵置・さし札等)
- ・ 蔵置場等の範囲・工事個所等の現場確認
- ・ 教育訓練・内部監査の実施状況確認

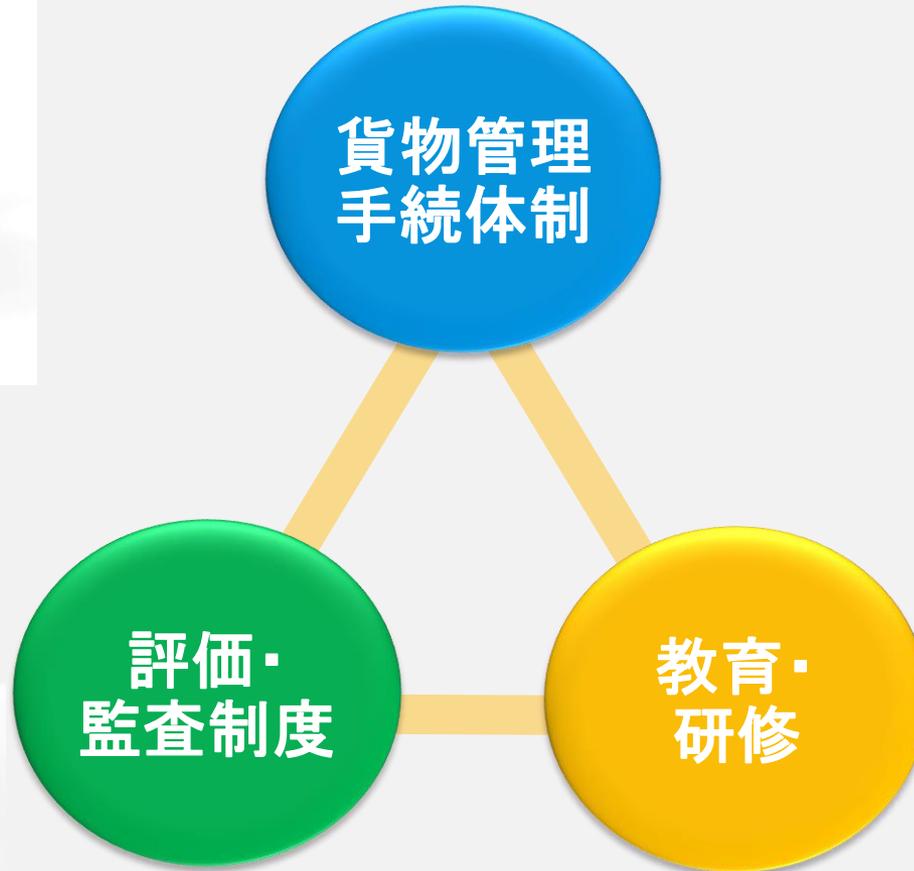
## 2. 社内管理規定 (CP: Compliance-Program)



保税台帳への記帳



ロケーション管理



内部監査



研修会

## 社内管理規定の目的

保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続の適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。

## 社内管理体制の整備

保税業務全般に関する責任体制の明確化のため、その具体的業務内容と責任者について規定の整備を行う。

### 総合責任者

倉主等が行うべき業務について、総合的に管理し、監督し、責任を負う者

### 顧客（荷主）責任者

貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い搬出の各段階で貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者

### 貨物管理責任者

顧客（荷主）の資質や経営状態等を把握し管理する責任者

### 委託関係責任者

委託企業従業員の資質の把握、適切な指揮監督を行う責任者

## 貨物管理手続体制の整備

倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等についての規定を整備する。

### 搬入・搬出管理

貨物の搬出入時における基本動作の詳細について定める。  
(搬入貨物時のB/N又はOLT等の書類と貨物との対査確認、  
貨物の異常の有無の確認、書類整備等)

### 蔵置管理

貨物蔵置中における基本動作の詳細について定める。

### 顧客(荷主)管理

保税地域を利用する顧客等の把握について定める。

### 貨物取扱い管理

貨物取扱い時における基本動作の詳細について定める。

### 記帳・記録

台帳記録における基本動作の詳細及び関係帳票の整理保管等について定める。

## 貨物保全体制の整備

保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、必要に応じて、保税地域への人又は貨物の出入りをチェックする体制を確保するほか、常時又は定期的に当該保税地域内の巡回警備等を行う体制を整備する。

## 税関への通報体制の整備

搬出入、蔵置される不審貨物(外装等の異常貨物)、保税地域へ出入りする不審人物等についての情報を確実に税関へ通報する体制を整備する。

- 社内連絡体制(各部門の従業員から当該部門の責任者への報告)
- 税関に対する連絡手順及び体制

を整備する必要があります。

## 教育訓練体制の整備

すべての役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続を理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

- 保税業務検査等において、実施状況を確認する必要があるので、社内研修・勉強会の記録を作成し、保管していただくようお願いします。

## 評価・監査制度の整備

社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。

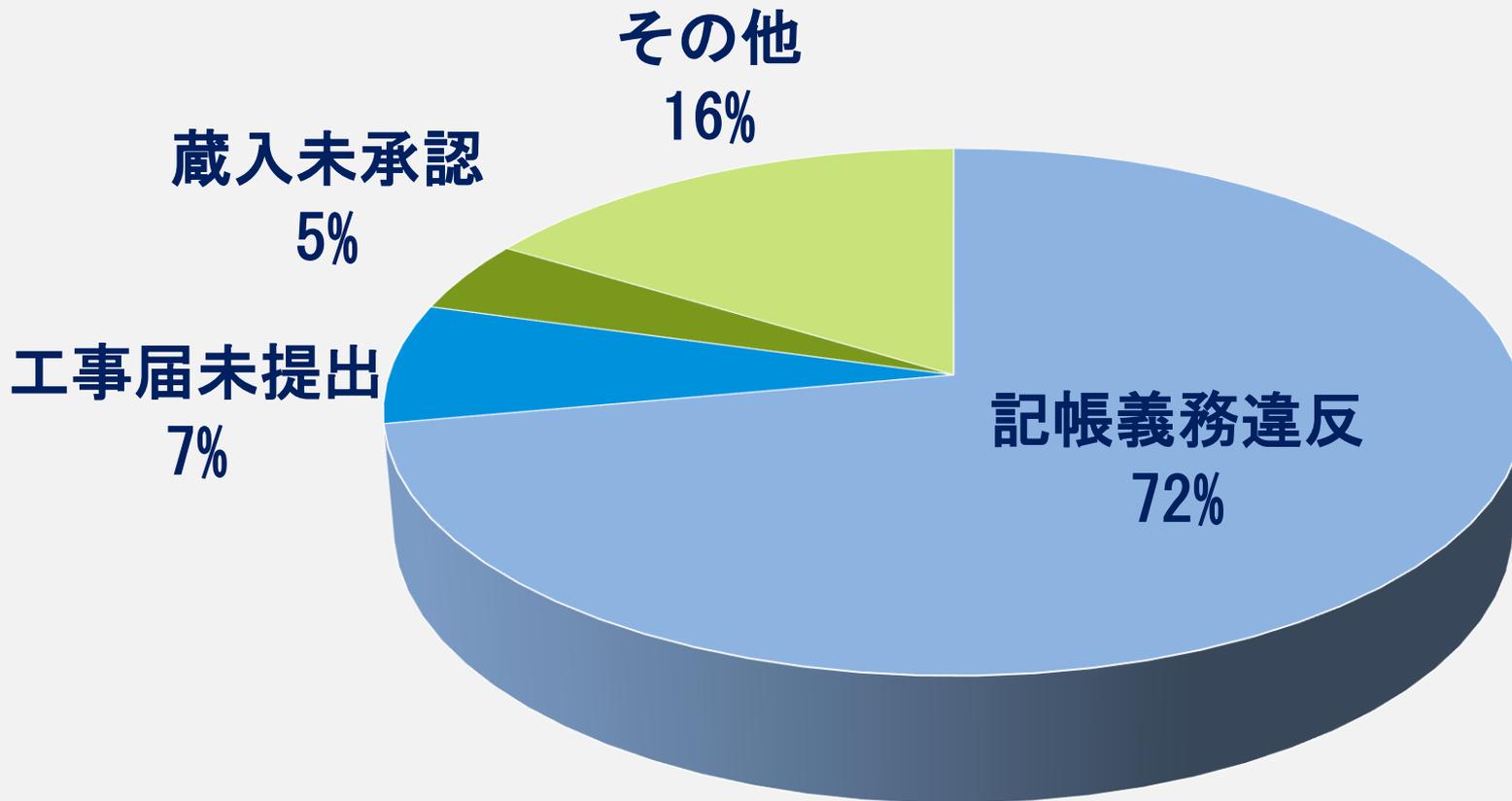
- 原則毎年実施
- 評価・監査結果を実施の都度、税関に提出

## その他留意事項

社内管理規定に違反した場合、懲戒規定の対象となる旨等について定める。

### 3. 非違の概要について

## 2021年の非違内訳(全国)



# 搬出確認登録漏れによる未記帳

## 非違の概要

A社保税蔵置場は、NACCSから配信される民間管理資料を保税台帳として利用している。

保税業務検査を実施したところ、過去1年間において、3件の輸出許可済貨物について搬出管理担当者が搬出確認登録を行っていなかったため、未記帳であったことが判明した。

## 発生原因

同蔵置場では搬出管理担当者が搬出日の入力を行っていたが、NACCSからの配信データの確認を怠っていたことから、搬出登録がされていないことに気付かなかった。また、NACCSの登録、管理資料のチェックに関し、社内でのチェック体制が不十分であり、定期的な在庫確認状況照会も行われていなかった。

- NACCSの搬出確認登録漏れ(NACCS登録済と勘違い)
- 登録を行っているかどうかのチェック体制が確立されていなかった。(配信データの未チェック)

# NACCS民間管理資料の取得漏れによる未記帳

## 非違の概要

A社保税蔵置場は、NACCSから配信される民間管理資料を保税台帳として利用している。

保税業務検査を実施したところ、過去1年間において、民間管理資料の取得漏れにより、90件の輸出許可済貨物について未記帳であったことが判明した。

## 発生原因

民間管理資料は毎週取込を行うことになっていたが、実際には2～3週間に1回の頻度で取込を行っていた。その際、未取得となっている管理資料もあわせて取り込まれるものと思い込んでおり、前週分までの管理資料について再取得業務を行っていなかった。

また、取得した管理資料についても、その内容を確認していなかった。

社内で定めたNACCS民間管理資料の取得を失念し、再取出し業務についても誤った認識があったため実施しなかった。また、取得した管理資料の内容も確認していなかった。

※管理資料の取出しは、配信日を含め7日間(土日祝日を含む)

その後は再取出し業務で取得(配信日を含め62日間)

# 見本持出確認登録漏れによる未記帳

## 非違の概要

A社保税蔵置場は、NACCSから配信される民間管理資料を保税台帳として利用している。

保税業務検査を実施したところ、見本持出し後に実施する「見本持出確認登録(MHO業務)」について登録を失念したため、3件分について、持出日が未記帳となっていたことが判明した。

## 発生原因

記帳担当者は、業務多忙のため一定期間分をまとめて事後に入力していたが、登録を失念したことにより、持出日が未記帳となった。また、社内管理規定により、見本持出を実施した場合は、確認登録漏れを防止するため、チェック表を作成し貨物管理責任者の確認を受けることとなっていたが、この手順も守られていなかった。

**社内管理規定の内容を十分把握していなかったため、(持出しを実施した際は速やかに持出確認登録を行う。貨物管理責任者によるダブルチェック)持出日の記帳漏れを防止できなかった。  
※見本持出確認登録(MHO業務)は、持出日を含め7日間可能(土日祝日を含む)。**

# イレギュラー事案への不適切な対応による未記帳

## 非違の概要

A社保税蔵置場は、NACCSから配信される民間管理資料を保税台帳として利用している。

保税業務検査を実施したところ、輸入申告時の貨物確認により申告外貨物が発見されたため、A社保税蔵置場で内容点検を行うこととなり、検査指定票の裏書きによりB社保税蔵置場から貨物が運送されてきたが、貨物到着後の記帳(マニュアル台帳)が行われていなかったことが判明した。

## 発生原因

記帳担当者は、他の蔵置場等から検査指定票の裏書きにより運送されてきた貨物については、マニュアルの保税台帳を設け記帳する必要があることを把握していなかった。

このため、関係書類は保管されていたが、保税台帳は作成されていなかった。

- 記帳担当者のNACCS手続に関する認識不足。
- 社内管理規定にはマニュアル台帳を作成することとなっていたが、手順が守られていなかった。

# 許可を受けることなく保税地域外に外国貨物を蔵置

## 非違の概要

A社保税蔵置場に対する保税業務検査の際、貨物の蔵置状況についての現場確認を実施したところ、外国貨物である機械部品が保税地域外の場所に蔵置されていることを発見した。当該貨物は保税運送により同社に運送されてきたものであり、直ちに保税地域内に移動させた。

## 発生原因

蔵置管理担当者及び搬入管理担当者は、保税地域外に外国貨物を置いてはいけないことを知っていたが、当該貨物が保税運送により搬入されることを現場作業員に連絡し、保税地域内に搬入する指示をしていなかった。また、当該貨物が到着した際の現物確認も行わないまま、保税運送承認書に搬入対査印を押印していた。

- 外国貨物搬入時の現物確認を確実に実施しなかった。
- 現場作業員に対する外国貨物の取扱いについての指示が徹底されていなかった。

# 事前に税関に届け出ず保税地域の工事を実施

## 非違の概要

A社保税蔵置場内に防犯カメラの設置工事を行った。

保税業務担当者は、面積が増減する場合のみ届出が必要であるとの誤った認識をもっていたため、事前に工事届を提出していなかった。

## 発生原因

保税業務担当者が、保税事務に関する誤った認識を持っていた。

○保税業務担当者の保税知識の欠如。

## 1. 発生原因

知識不足、思い込み、確認漏れなどの  
ヒューマンエラー(人的要因)

## 2. 厳格な貨物管理・手続体制の確保

(1) 社内管理規定(CP)の理解・順守

(2) 関係法令の遵守、税関周知事項の徹底

(3) 想定される非違に対する対策

## 4. 情報提供のお願い



物流業・  
倉庫業  
関係者の  
皆様へ

# 密輸防止及び 税関業務にご協力を!

Japan Customs need your  
assistance to stop smuggling!



「おかしいな」と思ったらすぐ通報

Please inform Customs, on the following  
occasions.

密輸  
ダイヤル  フリーダイヤル

24  
時間受付

シロイクロイ  
**0120-461-961**

税関は不正薬物や拳銃、爆発物などのテロ関連物資等の密輸防止に取り組んでいます。

Japan Customs enforces strict measures against the smuggling of illicit drugs, firearms, terrorism-related materials such as explosives.



**Check** コンテナ異常に関すること：  
不自然な補修、補修跡のある  
コンテナを発見したとき。

When you encounter suspicious  
containers, which leaves a mark of  
unnatural repair.

**Check** 同一貨物のなかに異なるマークや印を  
付している貨物がある場合や、同一の  
品名、包装形態であるにもかかわらず明ら  
かに重量の異なる貨物を見つけたとき

When you encounter cargoes with different  
marks among the others, or which weight is  
apparently different from the others despite  
having the same item and packaging.



**Check** 営業内容からみて、あまり関係なさそうな貨物やいつもと違う貨物だったり、商品についての説明が曖昧な輸入業者がいたとき。また、配送先がホテル、アパート、私書箱等であったとき。

When you encounter cargoes which does not seem to interrelate with the business of importers or related parties, seem different from regular practice, or which sent to a hotel, an apartment, a private mail box and so on. When you encounter importers or related parties who cannot make a clear explanation about the cargoes they handle.



**Check** 通関を異常に急いだり、税関の検査を異常に気にかけるなど、頻繁に問合せをする輸入者がいるとき。

When you encounter importers who unnaturally seek to rush Customs clearance, pay unusual attention to Customs inspection, or frequently asks whether the import permission has been granted.



**Check** インボイス等へ記載されているものと違う物品や品名にそぐわない梱包状態の物品を発見したとき。

When you encounter the items which do not seem to match with the invoice, or unusual packaging considering the nature of the items.

**Check** その他：  
業界内で不審な噂を聞いたとき。  
When you hear anything suspicious.

物流業・倉庫業関係者の皆様へ

# 税関からのお願い

大手荷主を<sup>かた</sup>騙る貨物に注意！！

近年、大手荷主の名義を盗用するなどし、覚醒剤等不正薬物を密輸入する手口が散見されています。

- 船荷証券上の荷主が貨物に心当たりがないと言っている。
- 船荷証券上の荷主と連絡がつかない。
- 得意先貨物にいつもと異なる荷姿の貨物が混入されている。
- 得意先の貨物であるが、一部のみ異なる配送先である。
- 得意先の貨物であるが、いつもと異なる荷送人である。



皆様からの情報提供が密輸入阻止につながります！！上記のような事象以外にも、『いつもと違う』とお気づきの点がありましたら、最寄りの税関保税担当又は税関密輸情報窓口にご連絡ください。

名古屋税関保税取締部門 052 - 654 - 4094

税関密輸ダイヤル(24時間受付)

フリーダイヤル 0120 - 461 - 961

許しません シロイ(粉) クロイ(武器)

税関:密輸情報提供サイト

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>



密輸情報  
提供サイト  
QRコード



財務省  
名古屋税関

ありがとうございました。



水際で守る 日本の未来